

JA 静岡厚生連 遠州病院 訪問リハビリステーション 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は JA 静岡厚生連 遠州病院 訪問リハビリステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第 2 条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (4) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第 4 条 ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : JA 静岡厚生連 遠州病院 訪問リハビリステーション
- (2) 所在地 : 浜松市中央区中央一丁目 1 番 1 号 (遠州病院 3 階)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 このステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1 名
- (2) リハビリテーション職員 : 理学療法士、作業療法士

理学療法士又は作業療法士は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 営業日及び営業時間は、JA 静岡厚生連就業規則に準じて定めるものとする。但し利用者の状況等によりこの限りではない。

(1) 営業日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始、開院記念日、その他理事長の定めた日を除く）

(2) 営業時間：8時30分～17時

(訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第 7 条 (1) 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

(2) 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(3) 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

(4) 次条の通常事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。

(5) 第2項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の仕事の実施地域)

第 8 条 通常の仕事の実施地域は、浜松市中央区（旧天竜区・旧浜北区・旧北区を除く）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 10 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対し訪問リハビリテーションを継続的に実施するため、及び非常時の早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明し、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止の取り組みに関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生と再発防止対策を検討するために、院内虐待防止・DV対策委員会を設置しマニュアルに沿って利用者の安全確保を図ることとする。

(感染予防の取り組みに関する事項)

第 12 条 事業所は、感染症の予防とまん延の防止対策を検討するために、院内感染対策委員会を設置しマニュアルに沿って利用者の安全確保を図ることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 (1) ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

(2) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、JA 静岡厚生連が定める。

(改 廃) この規程の改廃は運営会議にて決定する。

(附 則) この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
令和 6 年 1 月 1 日改定施行